

第 2 0 号議案

中間市特別職職員によるハラスメントの防止等に関する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 4 日提出

中間市長 福田 浩

中間市特別職職員によるハラスメントの防止等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、ハラスメントが人権を侵害するものであるという基本的理解の下、職員等の人権を尊重し、その就業環境を良好なものとするとともに、これによる市政への信頼の獲得及び市民サービスの充実に資するものとして、特別職職員による職場におけるハラスメントを防止し、及びハラスメントに対応することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「ハラスメント」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) セクシュアルハラスメント（職場において行われる性的な言動に対する職員等の対応により当該職員等にその勤務条件につき不利益を与えること又は当該性的な言動により当該職員等の就業環境を害することをいう。）
 - (2) パワーハラスメント（職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員等の就業環境を害することをいう。）
 - (3) 妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメント（職場において行われる女性の職員等に対する当該女性の職員等が妊娠したこと、出産したこと若しくは育児休業等の制度を利用したこと等に対する言動により女性の職員等の就業環境を害すること又は育児休業、介護休業その他の子の養育若しくは家族の介護に関する制度若しくは措置の利用に関する言動により職員等の就業環境を害することをいう。）
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、職場における言動により、職員等の就業環境を著しく害すること。
- 2 この条例において「職場」とは、職員等が業務（実質上これと同視しうるものを含む。）を行う場所をいう。
- 3 この条例において「職員等」とは、本市の職員及び派遣労働者その他の本市の指揮命令の下に本市の職員と同様の立場で業務を行う者をいう。
- 4 この条例において「特別職職員」とは、特別職に属する本市の職員のうち次に掲げる者をいう。

(1) 市長

(2) 副市長

(3) 教育長

(4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の5第1項又は第3項に規定する執行機関の委員（同法第252条の9第4項の規定により本市の職員とみなされるものを含む。）

(ハラスメントの禁止)

第3条 特別職職員は、ハラスメントを行ってはならない。

(苦情相談窓口の設置)

第4条 特別職職員によるハラスメントに関する職員等からの苦情若しくは相談（以下「苦情相談」という。）又は通報を受け付けるため、苦情相談窓口を設置する。

- 2 苦情相談窓口は、本市の機関から独立してその職務を行う。
- 3 苦情相談窓口に関する事務は、市長が所掌する。

(苦情相談及び通報)

第5条 職員等は、特別職職員からハラスメントを受けたと思料するときは、苦情相談窓口
に苦情相談をすることができる。

- 2 職員等は、自己以外の職員等が特別職職員からハラスメントを受けたと思料するときは、
苦情相談窓口に通報をすることかできる。

(苦情相談又は通報の報告)

第6条 苦情相談窓口は、苦情相談又は通報の受付状況、ハラスメントの区分その他の事項
について集計し、定期的に、市長に報告するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、苦情相談窓口は、苦情相談又は通報の内容、当該苦情相談を
行った職員等（以下「相談者」という。）又は当該通報を行った職員等（以下「通報者」
という。）若しくは当該通報の対象となったハラスメントを受けたとされた職員等（以下
「通報対象者」という。）の意思等から第8条の規定によるヒアリング、第9条の規定に
よる保護その他の必要な対応を要すると認めるときは、都度、市長に報告するものとする。

(苦情相談又は通報の報告の取扱い)

第7条 市長は、前条第1項の規定による報告があったときは、その内容を公表するものと
する。

- 2 市長は、前条第2項の規定による報告があった場合において、当該報告が特別職職員の
うち第2条第4項第3号又は第4号に掲げるもの（以下「行政委員」という。）に係るも
のであるときは、速やかに当該行政委員が所属する執行機関（以下「所属執行機関」とい
う。）に当該報告を送付するものとする。
- 3 市長は、前条第2項の規定による報告があった場合において、相談者が所属する機関と
苦情相談の対象となっている特別職職員が所属する執行機関が異なるとき又は通報対象者
が所属する機関と通報の対象となっている特別職職員が所属する執行機関が異なるときは、
当該相談者又は通報対象者が所属する機関に併せて当該報告を送付するものとする。

(ヒアリング)

第8条 特別職職員が所属する執行機関は、第6条第2項の規定による報告（前条第2項の
規定により送付されたものを含む。）があったときは、当該報告に係る相談者、通報者、
通報対象者、苦情相談若しくは通報の対象となっている特別職職員又は関係する職員等
（以下「相談者等」という。）に対しヒアリングを行うものとする。

(相談者又は通報対象者の保護)

第9条 第6条第2項の規定による報告（第7条第2項又は第3項の規定により送付された
ものを含む。）があった場合において、相談者又は通報対象者を保護する必要があるとき
は、当該相談者又は通報対象者が所属する機関は、速やかに当該必要な対応を行うもの
とする。

(調査委員会の設置)

第10条 特別職職員によるハラスメントについて、その事実の有無を調査するため、市長の
附属機関として、特別職職員ハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）を

設置する。

(委員)

第11条 調査委員会は、3人の委員をもって組織する。

- 2 委員は、ハラスメントについて識見を有する者のうちから、必要の都度、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、前項の規定による委嘱の日から当該委嘱に係る調査の結果を市長に報告した日の翌日までとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、市長は、委員から申出があったとき又は心身の故障その他の理由によりその職務を行わせることが適当でないと認めるときは、委員を解嘱することができる。

(委員長)

第12条 調査委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第13条 調査委員会の会議（以下「会議」という。）は、市長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 4 会議は、非公開とする。
- 5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(調査の請求等)

第14条 市長は、第8条の規定によるヒアリングの結果、市長又は副市長によるハラスメントの事実の有無を認定する必要があるときは、調査委員会に対し調査を請求するものとする。

- 2 所属執行機関は、第8条の規定によるヒアリングの結果、その所属する行政委員によるハラスメントの事実の有無を認定する必要があるときは、市長に対し、当該事案について調査委員会に調査を請求することを依頼するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による依頼があったときは、調査委員会に対し当該調査を請求しなければならない。

(調査)

第15条 調査委員会は、前条第1項又は第3項の規定による請求があったときは、当該請求に係る特別職職員によるハラスメントについて、その事実の有無を調査する。

- 2 前項の規定による調査のために必要があると認めるときは、調査委員会は、相談者等に会議への出席を求め、質問することができる。

(調査の結果の報告等)

第16条 調査委員会は、前条第1項の規定による調査を終了したときは、特別職職員によるハラスメントの事実の有無を認定し、その結果を市長に報告するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による報告を受けた場合において、当該報告が第14条第3項の規定による請求に基づくものであるときは、同条第2項の規定による依頼を行った所属執行機関に送付するものとする。

(報告の内容の通知等)

第17条 市長は、前条第1項の規定による報告（当該報告に係る特別職職員が市長又は副市長であるものに限る。）があつたときは、当該報告に係る第15条第1項の規定による調査の対象となったハラスメントの当事者である特別職職員又は相談者若しくは通報対象者に対し、当該報告の内容を通知するものとする。この場合において、当該相談者又は通報対象者が他の機関に所属する職員等であるときは、当該相談者又は通報対象者が所属する機関に対し、当該相談者又は通報対象者に通知をした旨を通知するものとする。

- 2 所属執行機関は、前条第2項の規定による送付があつたときは、当該送付があつた報告に係る第15条第1項の規定による調査の対象となったハラスメントの当事者である行政委員又は相談者若しくは通報対象者に対し、当該報告の内容を通知するものとする。この場合において、当該相談者又は通報対象者が他の機関に所属する職員等であるときは、当該相談者又は通報対象者が所属する機関に対し、当該相談者又は通報対象者に通知をした旨を通知するものとする。

(調査結果の公表)

第18条 特別職職員が所属する執行機関は、第16条第1項の規定による報告（同条第2項の規定により送付されたものを含む。）がハラスメントの事実の存在を認定するものであるときは、当該ハラスメントを行った特別職職員の氏名及び事案の概要を公表するものとする。

(情報の取扱い)

第19条 この条例の定める業務の遂行のために収集した個人情報を取り扱うものは、必要の都度、当該情報の対象となる者にその取扱いについて説明し、理解を得るものとする。

- 2 この条例の定める業務の遂行のために収集した個人情報は、この条例の定めるところによりハラスメントにより生じた問題の解決又は将来のハラスメントの予防のために必要な範囲に限り、利用し、又は提供し、若しくは提供を受けることができる。この場合においては、当該情報の対象となる者の同意を得ることを基本とし、その意思を尊重するとともに、これに反してはならない。
- 3 この条例の定める業務の遂行のために収集した個人情報を取り扱うものは、その秘密を保持するとともに、相談者等が不当に不利益を被らないよう特段の注意を払わなければならない。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- (中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部改正)

2 中間市特別職職員の給与等に関する条例（昭和31年中間市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。

(59) 特別職職員ハラスメント調査委員会の委員

第6条中「第58号」を「第59号」に改める。

別表第2に次のように加える。

特別職職員ハラスメント調査委員会の委員		4,200円
---------------------	--	--------